



11月は「いじめ防止強化月間」 ～みんなでつくる、いじめのない社会～



県では、社会全体でいじめの問題を克服するため、「三重県いじめ防止条例」に基づき、毎年4月と11月をいじめ防止強化月間と定めています。市も、この取り組みと連携し、各学校で「学級での仲間づくり」や「いじめを絶対に許さない心の育成」といった活動を重点的に進めています。

「いじめ防止対策推進法」第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない」と明記され、国、地方自治体、学校、そして保護者それぞれがいじめの防止・撲滅に取り組むことが定められています。いじめは、大人の目の届かないところで起こることが多く、学校の取り組みだけでは、完全に防ぐことも見つけることもできません。子どもたちの安心・安全な居場所を作るためには、保護者の協力や地域の皆さんの見守りが不可欠です。

「いじめ防止強化月間」は、いじめについて改めて考え、一人ひとりができることを実践する機会です。子どもたちをいじめから守り、いじめを「しない・させない・見逃さない」ために、「学校の目・家庭の目・地域の目」で子どもを見守ることが必要です。子どもたちの未来のために、皆さんのご協力をお願いします。

■ 各学校のいじめ防止の取り組み

- いじめは卑劣で卑怯な行為であることを理解させる道徳教育・人権教育の充実
- 学期に1回アンケート調査や個人面談の実施
- スクールカウンセラーなどによる相談体制の充実

学校でのいじめ防止強化月間
～4月の取り組みの一例～

- いじめ防止スローガンを作成した
- いじめ防止標語やいじめ防止ポスターを制作、校内へ掲示し、啓発を行った
- 安心して生活できる学級づくりに向けて考える機会を設けた
- 「いじめ防止」に関する授業を実施した
- ピンクアイテムデーとして、ピンクリボンを作成し、いじめ反対運動を推進した
- ピンクシャツ運動(カナダで始まったいじめ防止の取り組み)を行った



～保護者・家庭で子どもに伝えてほしいこと～

- 人に嫌な思いをさせない、傷つける行為はしない
- いじめをすることは卑劣・卑怯な行動であり、人権侵害行為である
- いじめは絶対にしない
(いじめを絶対に許さない姿勢の育成)
- いじめ行為を見掛けたら必ず止める
(正しい行動をとれるようになる)
- 自分で止めることができなければ、大人に相談する

～地域でできること～

- 日常的な地域の子どもたちの見守りや声掛けをする
- 地域の子どもが安心して過ごすことができる環境をつくる
- 地域の子どもとして守り育てる環境をつくる
- いじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合、学校や教育委員会など関係機関への情報提供や相談をする
- 異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ環境をつくる

～保護者・家庭で意識してほしいこと～

- 子どもとの会話を大切に
(いじめていないか、いじめられていないか)
- 子どもたちが発するサインをキャッチする
- 子どもが助けを求めやすい環境をつくる
- 子どもの自尊感情を高める日常の言葉掛けを行う
- 親子で共感できる活動を行う
(家族で話す時間や一緒に活動する時間を増やす)

いじめ等、心配になったときの相談窓口

- いじめ電話相談
☎ 059-226-3779
そのほか、各種相談機関は右の二次元コードをご参照ください。
- いじめに関する市の相談窓口
学校教育課教育研究グループ
☎ 84-5077



問合先 教育委員会事務局学校教育課教育研究グループ ☎ 84-5077